

〔別紙1〕

鳥取県農業経営法人化支援総合事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書兼実績報告書兼請求書提出 (3月1日まで)

○上記書類は、下記提出先にメール送信又は郵送等で提出してください。

2. 交付決定兼交付額確定通知 (交付申請から原則20日以内)

○1で提出された書類が交付要件に該当する場合、交付決定通知兼交付額確定通知を行います。

○この通知は、1の提出を受けた日から、原則20日以内に行います。
ただし、国補助金事業の場合、国へ補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則20日を加えた日数が経過する日までに行います。

◎補助金の支払い

支払方法は、1で提出された書類に記載された口座へ振り込みます。
支払時期は、2の通知に記載します。

3. 仕入控除税額報告書提出 (必要に応じて、1の提出以降)

○実績報告後に仕入控除税額が確定し、その額が実績報告時の仕入控除税額を超えたときには、報告が必要です。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課担い手育成担当

所在地:鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話:(0857)-26-7276

メール:keieishien@pref.tottori.lg.jp